

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、販売員として、B店（以下「第一事業場」という。）ほか、C店（以下「第二事業場」という。）等の会社が運営する店舗で就労していた。

請求人によると、〇年間にわたる会社及び上司からのパワーハラスメントがあり、不当な賃金カット、無期限の自宅待機命令、不当な配転命令、業務の監視、不正のでっちあげがあり、その後、上司による密室でのパワハラミーティング等により、請求人は精神に異変を感じるようになったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人は、平成〇年〇月末頃、ICD-10診断ガイドラインの『F43.2 適応障害』を発病したとするのが妥当である。」と述べており、当審査会としても、請求人の症状の経過及び医学的見解等から、E医師の上記意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）に定める「特別な出来事」に該当する「心理的負荷が強度なもの」又は「極度な長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 次に、評価期間における「特別な出来事以外の出来事」について、以下検討

する。

ア 請求人は、平成〇年〇月〇日付けの懲戒処分は不当なものであると主張している。

この点、Fは、請求人が第二事業場の入っているGのお客様駐車場に無断駐車した際に顛末書を提出させ、会社が許可している車両以外での車両通勤は禁止されている旨説明したが、その後も第二事業場の近くに駐車場を借りて車両通勤していたことが判明したこと、Gの従業員出口における入退館記録について、請求人が退館処理を事前に行うなど不自然な処理をしていたことが発覚したこと等により処分されたものである旨述べ、請求人は、これらの理由により、出勤停止〇日間の処分を受けていることが認められる。

当審査会としては、この出来事は、請求人が上司の指導・指示に従わなかったことにより発生したものであることから、認定基準別表1の具体的出来事の類型「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものと判断するところ、会社の調査や請求人の申述から請求人が無許可で車両通勤を行っていたこと及び規則違反の退館処理を行っていた事実が確認できることから、当該懲戒処分は従業員就業規則第〇条他に則った処分であることが明らかであり、業務指導の範囲を逸脱したものとは言えないことから、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ また、請求人は、人事評価が不当に低く評価されたことは嫌がらせである旨主張している。

この点、H及びIは、請求人の仕事への姿勢や実績からみれば、給与に見合った仕事はできていなかった旨述べ、同僚のJ及びKも、請求人は、業務中にどこかに行ってしまうことが多く、初歩的なミスも多く、アルバイトでもできるような簡単な業務しかできていなかった旨述べている。

当審査会としては、この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事の類型「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものと判断するところ、請求人の評価者を含む上記関係者の申述によれば、請求人の業務能力及び勤務実態を不当に低く評価したものとは言えず、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事

は、「弱」となる出来事が2つであるから、その心理的負荷の全体評価は「弱」であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

エ なお、請求人は、自宅待機命令、退職勧奨等の出来事についても主張しているが、評価期間外の出来事であり、評価の対象とすることはできない。

(5) 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(6) また、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。